

令和6年度テクノアカデミー郡山学生寮給食業務委託公募実施要領

令和6年3月14日

福島県立テクノアカデミー郡山校長

1 目的

本業務委託は、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき、福島県立テクノアカデミー郡山学生寮における安全・安心で良質な給食の継続的な提供を図るため、給食業務の企画提案を募集し、最も優れた企画提案者を選定のうえ、随意契約により委託契約を締結するものである。

2 業務委託者

福島県

3 業務委託内容

食材費は、原則として朝食370円、昼食350円、夕食500円（いずれも税込）とする。その他、別記「委託契約書」及び「業務委託仕様書」のとおりとする。

4 応募資格

- (1) 給食業務の実施にあたり、法定の諸手続を適正に行っている者であること。
- (2) 50名程度の学生寮等の給食業務を実施した実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

5 応募受付

- (1) 応募期限 令和6年3月22日（金）17時必着（郵送又は持参）
- (2) 応募書類
以下の応募書類を各4部提出すること。
ア テクノアカデミー郡山学生寮給食業務委託提案書（表紙）
イ 会社概要（様式1）
ウ 給食業務内容（様式2）
エ 給食内容（様式3）
オ 費用見積書（様式4-1～2）
- (3) 提出場所
郵便番号 963-8816 福島県郡山市上野山5
福島県立テクノアカデミー郡山 総務学生課
電話番号 024-944-1663

6 受託者の選定

- (1) 選定方法
ア 別記「評価表」及び「学生寮給食業務提案書評価のポイント」に基づき、公募により提出された提案書等の審査及び試食を行い、最高得点1者を決定する。
なお、試食にあたっては、委託者から日時等を別途指示するので、当日は昼食を想定した**主菜及び小鉢**をそれぞれ4人分準備すること。
また、試食を実施する際には、委託者側で家庭用電子レンジを2台準備する。

イ 選定された応募者1者に見積提出を依頼し、見積金額が予定価格の制限範囲内であった場合に、契約相手方として決定する。

なお、最高得点の応募者が契約締結を行わなかった場合は、次順位の応募者を選定業者に繰り上げることができるものとする。

ウ 最高得点の応募者が複数の場合は、本業務に関係しない本校職員にくじを引かせ1位を決定する。

(2) 審査結果

審査結果については、応募があった全ての者に通知する。

なお、審査の結果は公表する。

7 委託契約

県は「6」の審査により決定した応募者と、別記委託契約書のとおり委託契約を締結する。

8 契約保証金

(1) 受託業者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金の減免については、受託業者に別途通知する。

9 委託料の支払

契約金額を各月毎に12等分し、各月の業務が終了し、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 その他

(1) 提案の基礎となる業務委託料見込額は、年額6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(2) 応募にあたっての費用は、応募者の負担とする。